新潟市立小合中学校「学校いじめ防止・不登校支援基本方針」

<はじめに>

文部科学省及び新潟市教育委員会の基本方針を受け、生徒の健やかな成長を支え、育み、また、いじめ防止と不登校支援に向けた取組を行うために、小合中学校「学校いじめ防止・不登校支援基本方針」を策定する。この基本方針に基づき、学校が保護者、地域、関係機関とともに連携し、いじめの予防、不登校の支援、早期発見、迅速な対応を行うことで、生徒の全人的な成長発達を支援する。

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

(新潟市いじめ防止基本理念より)

2 いじめの禁止

生徒は、学校内外を問わずいじめを行ってはならず、いじめは決して許されない。

3 いじめの定義

新潟市いじめ防止等のための基本的な方針(平成29年4月1日改定)に基づき、以下のように定める

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条より「児童」を「生徒」に読み替えて抜粋)

- ≫ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ≫ 仲間はずれ、集団により無視される
- ≫ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ≫ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ≫ 金品をたかられる
- ≫ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ≫ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ≫ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

- ※ 個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の 立場に立って行うものとする。
- ※ 起こった場所は学校の内外を問わない。

4 学校及び職員の責務

すべての子どもがかけがえのない存在であることから、児童生徒一人一人が誰からも尊重され、よさが 生かされるよう日々の教育活動に専念する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの 児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、生徒、保護者、地 域との信頼関係の上にいじめ防止に徹底して取り組む。(新潟市いじめ防止等のための基本的な方針より)

- ◎ 高い人権意識 (職員研修・愛と信頼に裏付けられた職員集団・学校風土の醸成)
- ◎ 生徒との信頼関係の構築(多面的な行動の理解・具体的な支援・温かな言葉かけ)
- ◎ 保護者との連携・協力(face to face で情報交換・保護者は協力者・保護者理解)
- ◎ 地域・外部機関との連携(家庭・地域の情報の収集・外部リソースの積極的活用)
- ◎ 組織対応システム(迅速正確なホウレンソウ・情報共有シートの活用・指令系統)

II いじめ防止等のための対策の基本となる事項

1 全教育課程・教育活動における心の教育の充実

- 学校の重点目標として"自己管理能力の育成"を掲げ、様々な事象に対して生徒自身が主体的に考え、他者と協力し、担った責任を果たそうと尽力する場面を意図的に設定する。
- すべての教育課程・教育活動において道徳教育を推進する。
- 生徒が様々な"ひと・もの・ことがら"とかかわる場面を積極的に設定する。

以上を主な手だてとし、生徒自身の意思で"見通し・行動・振り返り"のサイクルを継続することを通して、適切な判断と行動ができる力(自己指導能力)を涵養するとともに、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。

2 学校におけるいじめ未然防止に向けた取組

- 中学1年次の早い時期に、学級活動の授業において、新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラムを実践する。
- 全学年, 道徳の授業において, 新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラムを実践する(各学年で, 年に4教材を実施)。
- 中学3年次の早い時期に、学級活動の授業において、性に関する指導「デートDV防止セミナー」 (生命の安全教室にかかわる内容)を実践する。
- 生徒会執行部や有志生徒を中心とした「人権」「いじめ」「思いやり」等にかかわる活動に対して、 地域や保護者、関係諸機関と連携を図りながら、支援・指導する。

3 学校生活が楽しいという雰囲気づくり【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】

- 「よくわかる授業」「できる授業」を基本にした授業実践への取組
- 特別活動を軸に、一人一人を生かす教育活動の充実
- 仲間とかかわり合い,助け合い,認め合い,そして互いに責任を果たし合う中で,自らの成長を 実感できる協働場面の創出と意図的な集団づくり
- 保護者,地域との協力体制の構築を通して,いじめを生まない学校づくり

4 いじめの早期発見のための措置【見逃さない・変化に気づく意識の高揚】

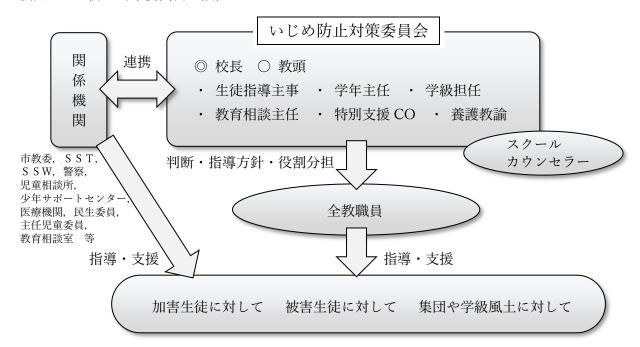
(ア)調査等

生徒の心身の状況やとりまく環境等を把握するために、定期的な調査を次のとおりに実施する。

- ○「月末アンケート(仮称)」毎月末実施
- ○「小合中独自アンケート(仮称, QOL+ASSESS)」年2回(6月末・2月末)
- ○「教育相談アンケート」年2回(5月上旬・11月上旬)
- ○「ヤングケアラーアンケート」学校支援課発出、年1回(6~7月)
- ※ その他、チャンス相談(随時)等での聞き取り調査
- (イ)いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

- 小合ノート等の活用
- スクールカウンセラーの活用
- いじめ・不登校対策委員会の活用
- 校内システムの確立と組織的な対応の徹底(生徒指導部・教育相談部)
- (ウ)いじめ予防等のために必要な多面的な研修を年間計画に位置付け、いじめ予防等に関する全教職員の資質の向上を図る。
- 5 携帯電話やインターネット等を介して行われるサイバーいじめに対する対策
 - (ア) 保護者に対して、サイバーいじめの危険性について、こまめに情報を発信し、安易に携帯電話を買い与えたり、不特定多数の人との交流が可能なSNS等の利用をさせたりすることのないよう協力を依頼する。
 - (イ)生徒に対して、サイバーいじめをしない・させない情報モラル教育の観点から、その危険性について繰り返し啓発活動を行うとともに、安心で安全な利用の仕方やトラブルに巻き込まれない具体的な策を考えさせる授業や指導を計画的・意図的に実施する。
- Ⅲ 学校に設置するいじめ防止に係る組織と対応
- 1 校内いじめ防止対策委員会の設置



※ 謝罪のみに終始することなく、関係性や集団等、学校・学級風土を修復する観点で指導・支援する

2 いじめ解決へのプロセス

いじめを認識したら、学校としての判断と方針を明確にし、継続して会議を行いながら組織的に対 応する。

- ① いじめ解決に向けたコアチーム (責任の所在)・手順の確認
- ② 事実の確認と被害生徒の安全確保
- ③ 多面的な情報収集・整理による全体像の把握
 - * 特に被害生徒やその保護者の心情に寄り添い、解決のための具体的手だてについて、十分に 検討し、本人・保護者からの了解を得る。
- ④ 学校としての判断・方針・解決に向けた手順の確認と全教職員による共通理解
- ⑤ いじめ解決のための指導・支援
 - ・ いじめた生徒に対して
 - ・ いじめられた生徒に対して
 - ・ いじめが発生したクラスや学年に対して(安全・安心なコミュニティの再生)
- ⑥ 関係する保護者へ、事実及び指導方針・指導内容の具体策等の説明、解決のゴールと再発防止へ の協力依頼
- ⑦ 外部機関との連携(必要に応じて)
 - * 学校支援課SST・SSW、児童相談所、警察(少年サポートセンター)、医療機関、主任児 童委員,民生委員 等と連携する
- ⑧ 経過観察及び必要に応じた継続的な指導・支援
 - * 解決から3日後・1週間後・1ヶ月後・3ヶ月後・半年後に危機が訪れることを想定し、家 庭連絡を含め、継続的に支援対応していく)

3 重大事態発生時の対応

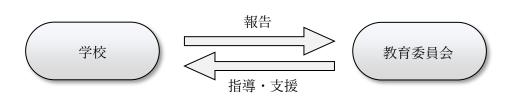
<想定される重大事態>

生徒がいじめを受けたことにより,

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認め られる場合(※「相当の期間」については、連続3日以上の欠席とし、個々の状況等を十分理解 した上で判断する。)

<学校からの報告>

- ① 情報収集と事実関係の整理(校内いじめ対策委員会の活用)
- ② いじめの概要について教育委員会へ報告



<教育委員会からの指導・支援>

- 学校への指導・支援
- 学校とともに情報の収集と事実関係の整理

IV いじめ基本方針の取組評価

より実効性の高い取組を実施するため、「小合中学校学校基本方針」が実情に即してきちんと機能しているかを中心に点検し、必要に応じて見直しを図る必要から、学校評価(前期・後期)を使って、生徒・保護者・職員・地域(外部)へアンケートを実施し、その結果を集約・分析し、取組が適切に行われていたかを検証し、PDCAサイクルを回していく。

V 参考資料

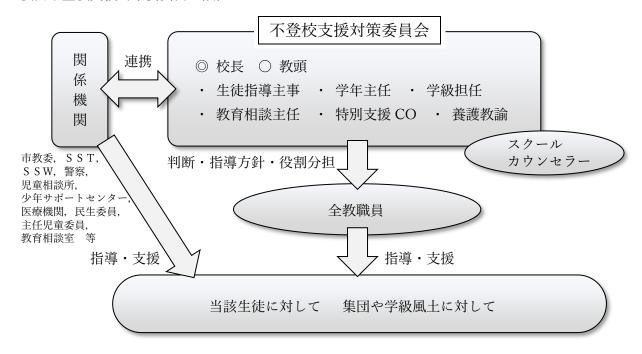
- 01. いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号)
- 02. いじめ防止のための基本的な方針(平成25年10月11日 文部科学省大臣決定)
- 03. 生徒指導提要(令和4年12月 文部科学省)
- 04. いじめ・不登校の初期対応ガイドブックいじめ編(令和7年4月一部改訂 新潟市教育委員会)
- 05. 新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム概要(令和5年度 新潟市校長会資料)
- 06. 新潟市いじめ防止等のための基本的な方針(改定版)(平成29年4月1日 新潟市教育委員会)
- 07. 新潟市いじめ防止基本方針<資料> (平成29年4月1日 新潟市教育委員会)
- 08. 新潟市授業づくりサポート ver-02 (令和6年3月 新潟市教育委員会)
- 09. 「生命(いのち)の安全教育 |の取組について(令和5年11月 文部科学省)
- 10. 学校支援課だより「Support」(令和7年7月1日 新潟市教育委員会)
- VI 不登校支援のための対策に関する基本となる構え

「不登校初期対応は休み始めの3日間が重要」

- 欠席1日の欠席解消率88.3%(1日だけの欠席に対しても適切に対応することが重要)
- 欠席2日~3日の欠席解消率は77.6%, 欠席4日の欠席解消率は67.8%。
 - ⇒ 欠席 4 日は欠席解消率が 1 0 %低下 ⇒ 長期欠席か否かの分岐点が 3 日目にあると捉える (欠席日数が 1 日から 3 0 日の児童における欠席解消率の新潟市の統計より)
- VII 不登校支援のための対策の基本となる事項
- 1 全教育課程・教育活動における心の教育の充実 ※ いじめ防止の項と同様
- 2 学校生活が楽しいという雰囲気づくり【いじめを生まない人間関係・学校風土づくり】 ※ いじめ防止の項と同様
- 3 不登校の早期発見のための措置【見逃さない・変化に気づく意識の高揚】 ※ いじめ防止の項と同様

VⅢ 学校に設置する不登校支援に係る組織と対応

1 校内不登校支援対策委員会の設置



2 不登校解消へのプロセス

不登校を認識したら, 学校としての判断と方針を明確にし, 継続して会議を行いながら組織的に対 応する。

- ① 不登校解消に向けたコアチーム (責任の所在)・手順の確認
- ② 事実の確認
- ③ 多面的な情報収集・整理による全体像の把握
 - * 特に当該生徒の心情に寄り添い、解決のための具体的手だてについて、十分に検討し、本人・保護者からの了解を得る。
- ④ 学校としての判断・方針・解決に向けた手順の確認と全教職員による共通理解
- ⑤ 不登校解消のための指導・支援
- ⑥ 保護者へ、事実及び支援方針・内容の具体策等の説明、解消への協力依頼
- ⑦ 外部機関との連携(必要に応じて)
 - * 学校支援課 S S T・S S W, 児童相談所, 警察 (少年サポートセンター), 医療機関, 主任児 童委員, 民生委員 等と連携する

3 スペシャル・サポート・ルームSSRの設置と,教育相談室との連携

不登校生徒4人に一人がSSRに通室している状況であり、不登校対策・支援に有効と捉えられる (新潟市の統計より)。当校においてもSSRを設置し、不登校解消に向けた支援を行う。

また、秋葉区教育相談室(レインボー)との連携を継続・強化させ、不登校の解消に繋げる。

IX 参考資料

- 10. 学校支援課だより「Support」(令和7年7月1日 新潟市教育委員会)
- 11. いじめ・不登校の初期対応ガイドブック不登校編(令和7年4月一部改訂 新潟市教育委員会)